

特記仕様書

(R5.3.1)

工事番号	2024101090
工事名	令和6年度保育園等遊具更新工事(作野保育園ほか)

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。
 ・安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領
 ・工事請負契約書
 ・愛知県建設局発行土木工事標準仕様書
 ・関係法令及び諸工事基準

なお、土木工事標準仕様書は、愛知県建設局土木部建設企画課ホームページにて、最新のものを確認すること。

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。
 なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示
I	工法関係	① 工事施工関係	1 工法指定	指定工種及び工法		
				工法指定する理由		
			2 仮設工事	仮設工法		
				仮設工法選定条件		
			3 仮設備	仮設備の構造		
				仮設備の施工方法		
				仮設備の設計条件		
			4 薬液注入	設計の前提条件		
				施工区分		
				材料種類		
				施工範囲		
				削孔本数及び延長 注入量及び注入圧 周辺環境調査の内容		
			5 現場発生品	品名・規格・数量		
				引渡場所・運搬距離		
	再使用の有無					
	6 支給品及び貸与品	品名・規格・数量				
		品質・性能				
	○ 7 部分使用	引渡場所・運搬距離				
		部分使用箇所	遊戯施設			
		部分使用時期 部分使用目的	施設管理者等と協議により決定する 保育園、こども園の利便性を図るため			
	II	工程関係	② 工事用道路	1 一般道の使用	搬入経路	
搬出経路						
使用期間						
使用時間帯 使用中・使用後の処置内容						
2 仮道路				仮設道路の構造		
				安全施設等の設置内容 安全施設等の設置期間 工事終了後の存置・撤去 維持補修の内容		
③ 品管	1 品質管理	品質管理に関する条件				
II	工程関係	① 関連工事	1 関連工事	関連する工事名及び発注者		
				関連する工事内容		
				調整結果内容 施工に係る条件		
			2 公共補償工事等 他管理者協議	管理者名		
				協議結果内容 施工に係る条件		
				協議成立見込時期 (未了の場合)		
			3 占用支障物件協議	占用支障物件名		
				協議結果内容 施工に係る条件		
				協議成立見込時期 (未了の場合)		

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示						
		②	関係機関	1 交差協議	協議機関名							
					協議結果内容							
					施工に係る条件							
					協議成立見込時期 (未了の場合)							
				○ 2 地元調整	調整結果内容	工事着手前に工程・工事内容等について、各施設管理者と協議をすること。						
					施工に係る条件	各施設管理者との協議等による						
				3 法令等手続き	手続き先機関							
					協議結果内容							
					施工に係る条件							
協議成立見込時期 (未了の場合)												
Ⅲ	用地関係	①	用地関係	1 借地	場所及び範囲							
					時期及び期間							
					使用条件							
					復旧方法							
					工事に必要な土地の借地料							
				2 工事用地の復旧	場所及び範囲							
					時期及び期間							
					使用条件							
					復旧方法							
				3 事業損失防止調査	事前・事後調査の区分							
					調査時期							
					調査方法							
					調査範囲							
				4 立木伐採	調査項目							
					対象範囲							
				Ⅳ	安全策関係	①	安全策関係	1 交通安全施設	指定内容			
指定期間												
2 近接施工	近接する施設											
	施工方法・作業時間帯等											
3 交通誘導警備員等の配置	警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会第20条)第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線に該当											
	上記該当路線名											
	配置位置	配置人数						時間	交替要員	期間	備考	
		A	B									
Ⅴ	建設副産物	①	建設発生土	1 建設発生土の利用	搬入元利用方法		数量	土質区分	片道運搬距離	備考		
					現場利用条件	土質試験	項目					
							箇所・数					
						土質改良						
						仮置き場						
					○ 2 建設発生土の搬出	工区	搬入元利用方法		数量	土質区分	片道運搬距離	備考(搬入先)
							1	新田改良土センター	数量表参照	-	2.5km	安城市新田町稲穂83-9
							2				1.9km	
							3				5.1km	
4	4.9km											
5	柴田興業			0.9km		安城市高棚町秋葉堂157番地1						
現場利用条件	土質試験	項目										
		箇所・数										
	土質改良											

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示						
		②	建設廃棄物	○	1	建設廃棄物の処理	搬入元利用方法	数量	処理等施設の名称	片道運搬距離	処理方法受入条件等	
							各遊具部材		中間処理施設		受入れ条件を遵守	
							CON殻		中間処理施設		受入れ条件を遵守	
							※ 建設廃棄物の数量については、実数にて設計変更を行う。					
VI	資料の確認	①	資料の確認		1	地質調査報告書の貸与						
					2	測量成果簿の貸与						
					3	用地境界杭の確認資料提示						
					4	測量基準点の確認資料提示						
					5	地下埋設物の確認資料提示						
					6	設計委託成果の貸与						
VII	その他	①	その他		1	調査・試験等に対する協力						
				○	2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種	鋼材					

(工程表)

第4条 安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(下請届)

第5条 安城市工事請負契約約款第7条に記載のある下請届は、提出不要とする。

(監督員)

第6条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第7条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第8条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目については、監督員と協議すること

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとする。なお、情報共有システムを利用しようとする場合は監督員と協議し決定する。その結果、情報共有システム利用の対象としたものについては、愛知県の基準を準用するものとする。

(1日未満で完了する作業の積算)

第12条 「1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。）」は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(現場代理人の常駐)

第13条 本工事は、現場代理人の常駐を必要とする工事である。

(設計図書の縮小)

第14条 本設計図書に添付されている図面は、縮小されている。

(工期設定条件)【参考明示】

第15条 工期には、施行に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでおり、特記仕様書として参考明示する。

準備期間(遊具納期期間も含む期間)	70日間
後片付け期間	20日間
雨休率	0.76
その他作業不能日	第18条のとおり

※なお、準備期間中に既設遊具の撤去を行うものとする。

(各施設利用者への配慮)

第16条 本工事は保育園等の一部区間内での工事であるため、園児等が随時利用している。
そのため、園児等への配慮を十分に検討し工事計画及び進捗を図ること。

(仮囲い)

第17条 工事箇所は保育園・こども園内であり、常時園児等がいることから、工事範囲を必ず仮囲いで囲うこと。
なお、仮囲いの仕様は指定しないが、人の立ち入らないような仮囲いを選定すること。

(工事期間)

第18条 各工区毎に行事等があり、工事期間の指定を以下のとおりとする。なお、詳細については各施設と確認及び協議し、その結果を監督員に報告すること。

	工事可能期間
1工区(作野保育園)	6月から9月上旬まで
2工区(安城北部こども園)	7月下旬から8月末まで
3工区(二本木保育園)	9月中旬まで
4工区(南部保育園)	6月から9月上旬まで
5工区(高棚こども園)	6月から9月上旬まで